

# 介護保険制度は みなさんが納付した保険料で成り立っています 保険料納付にご理解と ご協力をお願いします



## 65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は3年に1度見直されます

介護保険料は、福岡県介護保険広域連合を構成する33市町村のうち、給付水準が高い方から順に、A、B、Cグループに分けて決められています。本市は、今期(令和5年度まで)は「Bグループ」です。

令和5年度の介護保険料決定通知書は8月上旬に郵送します。

令和6年度以降の介護保険料は「みなさんが介護サービスを利用した給付実績」などで決まります。

引き続き、健康増進を図り、介護サービスの適正な利用をお願いします。

## 介護保険料の納め方には「特別徴収」と「普通徴収」があります

|      | 特別徴収  | 普通徴収  |
|------|---|---|
| 対象   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●年金が年額18万円以上の人</li> <li>※ただし下記の人是对象外です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度65歳になる人</li> <li>・年間保険料が変更になった人</li> <li>・他の市町村から転入した人</li> <li>・年金担保貸付を利用している人</li> <li>・年金の支給が遅れたり、止まっている人など</li> </ul> </li> </ul> | 左記以外の人  |
| 支払方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●年金から天引き</li> <li>4・6・8月に天引き(仮徴収)し、年間保険料の残りの額を、10・12・来年2月に天引き(本徴収)で納めます。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●納付書または口座振替</li> <li>納付書での収納は、夜間・休日も支払い可能なコンビニ収納やスマホ収納も利用できます。また、口座振替を利用すると納め忘れがないため安心です。</li> </ul> |
| 納期   | 6期(4月から翌年2月までの偶数月)  | 8期(8月から翌年3月まで)  |

## 低所得者介護保険料軽減事業

第1段階から第3段階までの人の保険料は、低所得者の保険料軽減強化(消費税率引き上げによる厚生労働省の保険料の軽減策)により、本来の保険料額から減額されています。

## 滞納する前に相談を! 分割納付や減免制度の紹介

介護保険料を滞納すると、介護サービス利用時に利用料を一旦全額支払う「償還払い」が発生したり、利用者負担が3割または4割に引き上げられることがあります。

納付が困難な場合は、分割納付や減免制度(※)もありますので早めに相談してください。

※災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免などが受けられる場合があります。減免を受けるには、本人や世帯員の収入、資産、預貯金の調査と審査があります。詳しくは問い合わせください。

## 還付金詐欺・二重電話詐欺に注意してください

還付金や介護保険料について、市や銀行から電話で知らせたり、直接ATM操作をお願いすることはありません。電話がかかってきたら慌てずに一度電話を切り、市に確認してください。